

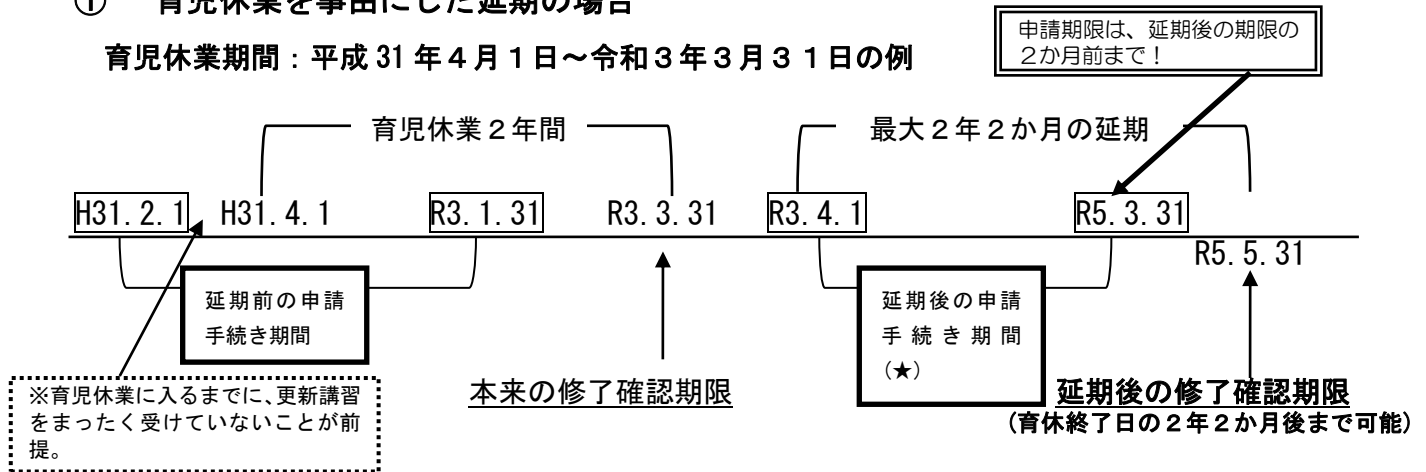
Q1 延期申請する場合、いつまで延期できますか？具体的に教えてください。

【具体的事例】

- ・修了確認期限が令和3年3月31日（第1グループ）の方の場合

① 育児休業を事由にした延期の場合

育児休業期間：平成31年4月1日～令和3年3月31日の例



※更新の申請手続き期間

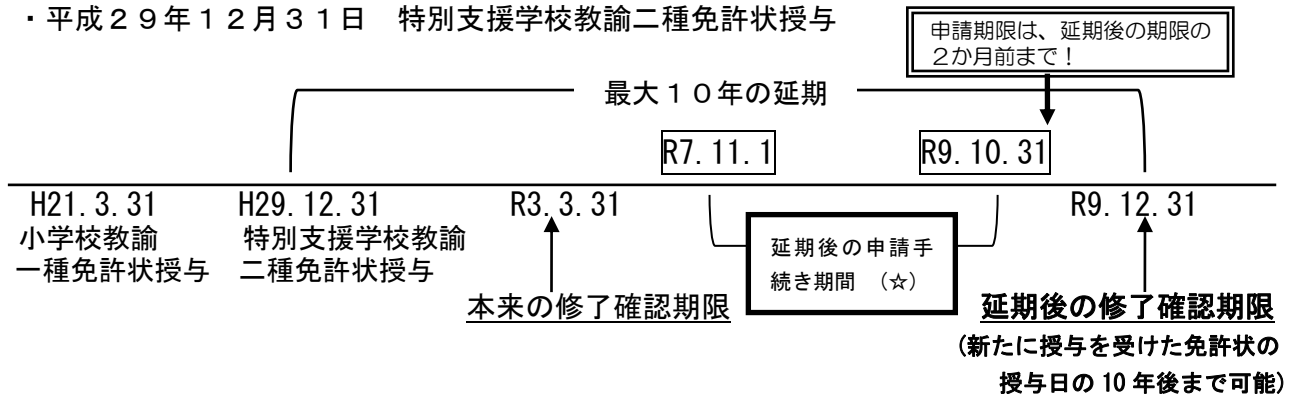
（延期前）平成31年2月1日～令和3年1月31日までの2年間

【延期後】令和3年4月1日～令和5年3月31日までの2年間（★）

（注）延期申請の手続きをした後は、もし、育児休業に入る前に、一部だけ履修（修了）していた更新講習があったとしても、延期によって、★の期間内のもの以外は有効としてカウントされず、無効と扱われます。

② 新たな教員免許状の取得を事由にした延期の場合

- ・平成21年3月31日 小学校教諭一種免許状授与（←したがって旧免許状所持者である）
- ・平成29年12月31日 特別支援学校教諭二種免許状授与



※更新の申請手続き期間

（延期前）平成31年2月1日～令和3年1月31日までの2年間

【延期後】令和7年11月1日～令和9年10月31日までの2年間（☆）

（注）延期申請の手続きをした後は、もし、延期申請前に一部だけ履修（修了）していた更新講習があったとしても、延期によって、☆の期間内のもの以外は有効としてカウントされず、無効と扱われます。

（延期申請により、申請手続き期間自体が長くなったり、10年間のうちの任意の2年間で申請手続きができるわけではありません。）

Q2 育児休業を現時点では2年間受けています。

更新講習はまだ受講しておらず、育休明けから更新講習を受講できるように、延期申請するつもりです。

しかし状況によっては育児休業期間をのばして3年間にする可能性があります。その場合はどうしたらいいですか？

A2 上記Q1の例にそって説明します。

(修了確認期限が令和3年3月31日(第1グループ))

育児休業期間が平成31年4月1日から令和3年3月31日まで。

育児休業期間をさらに延ばして令和4年3月31日まで取得する可能性がある場合)

- ① まず、延期申請をする場合は、必ず申請期限(この例では令和3年1月31日)までにしなければなりません。

延期申請する時点で、育児休業認定を受けている期間に基づいて延期後の期限が決まりますので、仮に「令和4年3月31日まで」育休を取る可能性があっても、延期申請時点での育休認定内容である「令和3年3月31日まで」に基づいて延期申請することになります。

[この場合、延期後の期限は「令和5年5月31日」となります。]

(育休の終期の2年2か月後)

- ② 延期申請して延期後の期限が令和5年5月31日となった場合、次に更新制の申請手続きを行える期間(申請期間)は、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの2年間です。

延期申請をした後、育児休業期間が変更(R3.3.31→R4.3.31)された場合、次の2パターンが考えられます。

【パターン1】

延期後の申請期間内(R3.4.1~R5.3.31)に、育児休業期間が令和4年3月31日まで認定されたことを理由として、もう一度延期申請を行う。

この場合、延期後の修了確認期限は、最長で育休の終期(R4.3.31)の翌日の2年2か月後の令和6年5月31日となり、更新制の申請手続きを行う期間は、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間となります。

【パターン2】

延期後の申請期間内(R3.4.1~R5.3.31)をそのままにして、令和5年3月31日までに、更新講習を受講、修了して、更新講習修了確認申請をしてしまう。

この場合、育休明けから更新講習を受講するのであれば、実質的には、1年間(R4.4.1~R5.3.31)で講習の修了と更新申請を終えることとなります。

- ◆ 「在外教育施設等への派遣」の場合で、派遣期間が延期される場合も、この育児休業の例を参考にお考えください。

Q3 育児休業はもう取り終わって学校（園）に復帰しています。
その場合でも延期申請できますか？

A3 次のようなケースで説明します。

○修了確認期限 令和3年3月31日（第1グループ）

○育児休業の期間 令和2年3月31日まで。同年4月1日から学校へ復帰。

○更新講習はまったく受講していない。

→ このケースでは、学校への復帰後に更新講習を受講して申請手続きをしようとする、実質的には令和2年4月1日から令和3年1月31日の10か月で、すべての手続きを終えなければなりません。

学校への復帰後であっても、申請期限（令和3年1月31日）までであれば、育児休業を理由とする延期申請は可能です。

延期申請すれば、延期後の修了確認期限は最長で令和4年5月31日となり、更新制の申請手続きを行える期間（申請期間）は、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの2年間となります。

Q4 過去に一度講習を受けて、更新の手続を終えました。その後、新たな教員免許状として「特別支援学校教諭免許状」を取得しました。
その場合、延期申請できますか？

A4 旧免許状所持者が、修了確認期限からさかのぼって10年以内に新たに教員免許状を取得した場合、延期申請ができる事由にあたることとなりますが、その場合に延期申請ができるのは、次の要件にすべて該当する方のみです。

(1) 申請時点で現職教員であること。

(2) 「修了確認期限からさかのぼって10年以内に新たに教員免許状を取得した場合」にあっていること。

(3) 申請期間にはいつていること。

(※申請期間＝修了確認期限の2年2か月前～2か月前まで)

過去に更新等の手続（更新手続、免除手続、延期手続、修了確認期限経過後の更新手続）を行った方は、申請を行った教育委員会から、修了確認期限が記載された証明書を受け取っています。その証明書に記載されている修了確認期限をご確認ください。そのうえで(1)(2)(3)の要件を満たしていれば、延期申請は可能です。

次のケースの場合、申請期間は下記のようになります。

○更新講習修了確認証明書に記載されている修了確認期限が 平成35（令和5）年3月31日

○特別支援学校教諭免許状の取得日が 平成29年10月31日

→手続きが可能な期間は令和3年2月1日～令和5年1月31日の2年間です。

また延期申請を行う場合、延期可能な更新期限は最長で令和9年10月31日までとなり、その場合の手続可能な期間は、令和7年9月1日～令和9年8月31日の2年間です。